

令和元年度

監査報告書Ⅲ

(定期監査・後期)

飯田市監査委員

飯田市長	牧野光朗様
飯田市議会議長	湯澤啓次様
飯田市教育長	代田昭久様
飯田市農業委員会会長	本田武司様
飯田市選挙管理委員会委員長	松澤道男様

飯田市監査委員	加藤良一
飯田市監査委員	戸崎博
飯田市監査委員	清水勇

### 監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により実施した令和元年度定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、監査結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の期間

令和元年9月2日から令和2年2月12日まで

第2 監査の対象及び監査期日

(1) 予備監査（現金及び物品等実地検査）

① 上下水道局

監査期日	監査対象	実施場所
10月11日	水道課、下水道課	現 地

② 建設部

監査期日	監査対象	実施場所
10月21日	管理課、地域計画課、土木課、国県関連事業課	現 地
10月30日	土木課：飯田市立動物園、平成記念飯田子どもの森公園（かざこし子どもの森公園）、天竜川総合学習館かわらんべ	現 地
11月6日	土木課：風越山麓公園、弁天公園、天竜峡公園	現 地

③ 産業経済部

監査期日	監査対象	実施場所
10月24日	産業振興課（勤労者福祉センター含む）、農業課、林務課、金融政策課、商業・市街地活性化課、観光課、工業課	現 地
10月29日	A班 観光課：地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター（あざれあ）、山本都市農村交流促進施設（杵原学校）	現 地
	B班 観光課：上村大島河原河川公園、上村しらびそ高原施設（天の川）、特産品直売施設上村農産物直売施設、南信濃地域農産物等活用型総合交流促進施設及び南信濃温泉交流施設（かぐらの湯）、南信濃森林林業情報発信施設（アンバマイ館）、南信濃夜川瀬特産物加工施設（元家）	現 地
11月7日	林務課：野底山森林公園（上郷老人福祉センター含む）、羽場財産区、北十区財産区、木工センターとちの木	現 地

④ 教育委員会

監査期日	監査対象	実施場所
10月15日	浜井場小学校、追手町小学校、座光寺小学校、飯田東中学校、飯田西中学校	現 地
10月16日	松尾小学校、下久堅小学校、龍江小学校、緑ヶ丘中学校、竜峡共同調理場	現 地
10月23日	上村小学校、和田小学校、遠山中学校、南信濃給食センター	現 地

(2) 面接監査 (監査日順)

監査期日	監査対象 (特別会計は、所管部課等の監査対象に含む)	実施場所
10月25日	【教育委員会】 上村小学校、和田小学校、遠山中学校、南信濃給食センター	現 地
10月28日	【教育委員会】 A班 浜井場小学校、追手町小学校、座光寺小学校、飯田東中学校、飯田西中学校 B班 松尾小学校、下久堅小学校、龍江小学校、緑ヶ丘中学校、竜峡共同調理場	現 地
11月1日	【健康福祉部】 福祉課、子育て支援課、長寿支援課、保健課 【危機管理室】 【会計管理者】 会計課	監査室
11月5日	【総務部】 総務文書課、人事課、財政課、税務課、納税課 【市立病院】 経営企画課、庶務課、医事課、地域医療連携課、介護老人保健施設 【選挙管理委員会事務局】	監査室
11月8日	【市民協働環境部】 ムトスマちづくり推進課、ふるさと定住支援課、男女共同参画課、市民課、環境課、環境モデル都市推進課 【議会事務局】 【監査委員事務局】	監査室
11月12日	【教育委員会】 学校教育課、生涯学習・スポーツ課、公民館、文化会館、中央図書館、美術博物館、歴史研究所	監査室
11月14日	【総合政策部】 企画課、IIDAブランド推進課 【リニア推進部】 リニア推進課、リニア整備課、リニア用地課 【建設部】 管理課、地域計画課、土木課、国県関連事業課 【上下水道局】 経営管理課、水道課、下水道課、下水浄化センター 【市長公室】 秘書広報課	監査室
11月19日	【産業経済部】 産業振興課、農業課、林務課 (財産区を含む)、商業・市街地活性課、観光課、工業課、金融政策課 【農業委員会】	監査室

(3) 書類監査

監査対象
<p>【教育委員会】</p> <p>丸山小学校、上久堅小学校、千代小学校、千栄小学校、竜丘小学校、川路小学校、三穂小学校、山本小学校、伊賀良小学校、鼎小学校、上郷小学校</p> <p>飯田東中学校、飯田西中学校、竜東中学校、竜峡中学校、旭ヶ丘中学校、鼎中学校、高陵中学校</p> <p>丸山共同調理場、上郷小学校給食室、高陵中学校給食室</p>

### 第3 監査の方法及び監査手続き

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ指定して提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼におき、また、現金の取扱い及び物品等の管理状況について予備監査として実地検査を実施した。

### 第4 監査の結果

予算の執行、現金の取扱い及び物品等の管理は概ね適正に処理されていたことを認めたが、次のとおり改善又は改善の検討を要する事項があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

#### 【監査結果の区分】

指摘事項	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
指導事項	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
検討要望事項	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

#### 【監査結果件数】

部局等名	監査実施課等の数	監査結果件数		
		指摘事項	指導事項	検討要望事項
総務部	5	0	1	1
総合政策部	2	0	0	1
リニア推進部	3	0	0	1
市民協働環境部	6	0	0	0
健康福祉部	4	0	0	3
産業経済部	7	0	1	3
建設部	4	1	0	1
上下水道局	4	0	1	1
市立病院	5	0	0	1
市長公室	1	0	0	0
危機管理室	1	0	0	0
会計管理者	1	0	0	0
教育委員会	7	0	0	4
議会事務局	1	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	0	0
農業委員会事務局	1	0	0	0
監査委員事務局	1	0	0	0
計	54	1	3	16

## 【指摘事項】

### (1) 建設部

#### ① 土木課

公園の遊具について、点検業者からの「定期点検総括表」に「使用不可」の判定があったにも関わらず、措置が講じられていない公園があることを認めた。安全に係ることであり、すみやかに措置を講じること。

## 【指導事項】

### (1) 総務部

#### ① 財政課

市の指定管理者制度の主管課として、担当課からの指定管理に係る報告書を十分に精査するとともに、担当課が指定管理者に業務を任せきりにならないよう指導すること。

### (2) 産業経済部

#### ① 観光課

遠山地区に存する複数の指定管理施設の備品について、所在不明になっているものや新旧備品シールが混在しているものがあることを認めた。指定管理者に任せきりにせず、主管課として施設に足を運び、備品をはじめとする管理を確認すること。

### (3) 上下水道局

#### ① 水道課及び経営管理課

「飯田市水道事業会計規程」に基づく棚卸における、立ち会い職員の指定や実施時期等、一部に規程どおりに運用されていないことを認めたため、改善すること。

## 【検討要望事項】

### (1) 総務部

#### ① 総務文書課

業務委託契約を締結しているにも関わらず、支出負担行為決議がなされていない事業があることを認めたため、支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築されたい。

### (2) 総合政策部

#### ① 企画課

ふるさと寄附金に係る業務について、担当職員が変わってもスムーズに遂行できるよう、手順書やマニュアル等を整備されたい。

### (3) リニア推進部

#### ① リニア用地課

職員の異動等を鑑み、内部統制の充実のため手順書やマニュアル等を充実されたい。

### (4) 健康福祉部

#### ① 福祉課

福祉企業センターについて、特殊性がある部署であることを鑑み、それぞれのセンターのマニュアルや手順書について情報交換し業務に活かされたい。また、その状況を福祉課は主管課として十分に把握されたい。

- ② 子育て支援課  
業務委託契約を締結しているにも関わらず、支出負担行為決議がなされていない事業があることを認めたため、支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築されたい。
  - ③ 保健課  
当初予算において予算化されている備品購入費について、適切な時期に購入し、備品を有効活用されたい。
- (5) 産業経済部
- ① 農業課  
指定管理施設である「飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター(通称あざれあ)」の備品について、新旧備品シールが混在していることを認めた。指定管理者に任せきりにせず、主管課として施設に足を運び、備品をはじめとする管理を確認されたい。
  - ② 商業・市街地活性化課  
ア 業務委託契約を締結しているにも関わらず、支出負担行為決議がなされていない事業があることを認めたため、支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築されたい。  
イ 職員の異動等を鑑み、内部統制の充実のため手順書やマニュアル等を整備されたい。
- (6) 建設部
- ① 土木課  
公園の遊具について、それぞれの公園にあわせた点検のチェック表等を作成するなどし、異常を発見した際には速やかに措置を講じられる体制を構築されたい。
- (7) 上下水道局
- ① 下水道課及び経営管理課  
「飯田市下水道事業財務規則」に基づく棚卸における、立ち会い職員の指定や不用品の処分等、一部に規則どおりに運用されていないことを認めたため、改善されたい。
- (8) 市立病院事務局
- ① 医事課  
診療費の未収は病院経営に与える影響が大きい。過年度分を含めた未収金について、例えば生活困窮による滞納かそうでないかなど内容を分析し、それぞれのケースにあわせた滞納整理に努められたい。また、特殊なケースにおいては配達記録等で納付依頼を送付するなど、証拠を保存する仕組みを構築されたい。
- (9) 教育委員会
- ① 学校教育課  
ア 一部の小中学校において、教師が教材費等を立替払いしており、その後の学年費からの払い戻しに時間を要していることを認めた。立替払いが起こらない仕組みづくりを検討するとともに、やむを得ず立替払いした際は速やかに学年費から払い戻しを行うよう、全ての学校に徹底されたい。  
イ 小中学校におけるICT教育の現状について、主管課として学校の声を聴き実態を把握し学校間で情報共有したうえで実のある学習に繋がられたい。

② 市公民館

飯田勤労青少年ホームについて、主管課として指定管理者とコミュニケーションをはかり、登録者や講座受講者数等の減少について原因を把握したうえで対策を講じるよう指導された。

③ 美術博物館

備品の登録や抹消について、備品の主管課である会計課に確認をしながら適正な管理に努められたい。

第5 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第12項の規定に基づくもの）

(1) 平成28年度 監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
① 「木工センターとちの木」の活用について、明確な経営方針の検討を加速されたい。	① 地域の意向を受け、具体的な活用方法が決定するまでの間、施設を有効活用するために地域に近い上村まちづくり委員会に今後についての検討を委ねた。 現在、「遠山郷自然と遊ぼうプロジェクト」がたちあがり、今後についての検討を月に1回程度実施している。8月には木工体験も実施された。今後の利用の検討材料として、月に3回程度屋内スポーツに利用している。 (林務課)
② 農地転用許可権限の移譲対象市町村の指定を受けたことにより、関係各課と連携して取り組むべき施策を検討し、適切な運用を図られたい。	② 農地転用許可の権限移譲を受けたことにより、市が事業主体となる事業については農地転用許可は不要となったが、関係する各課から事業内容がわかる（農地転用許可申請に類する）書類を提出してもらい事業内容を把握している。(H29：6件、H30：5件、R元9月末：0件) (農業委員会)

(2) 平成29年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
① 有限会社いいだ有機について、市からの出資金や財政援助などがあることに鑑み、監査役の設置を検討されたい。また、あわせて定款、取締役規程及び組織規程を見直し、整合性を図られたい。	① 本年度の有限会社いいだ有機の株主総会において、監査役を選任するとともに定款及び組織規程を変更した。 (農業課)



(3) 平成 29 年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① 学校の予備監査において、会計簿が適正な時期に作成されていないケースがあった。主管課として、学校に対し指導を徹底されたい。</p>	<p>① 学校徴収金の会計に関する事務は、「飯田市立小中学校集金規定」を基軸とした「飯田市立小中学校団体会計マニュアル」等、定められた規定により執行するものとしている。関係帳票の作成についても明記されており、月末には当月の支出伺いの作成と回議及び証拠書類の整備が定められている。(団体会計マニュアル第 2 章学年会計のすすめ方より)</p> <p>講評を受け、改めて学校に対し適正な会計事務の執行について通知し、改善を促す指導を行う。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
<p>② 各施設の利用状況をよく把握し、分析したうえで施設利用の向上について研究されたい。</p>	<p>② 考古資料館は、公共施設マネジメントの取組の中で、地域との協議の上、上郷考古博物館に展示機能を集約して観覧を停止した。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習・スポーツ課)</p>

(4) 平成 30 年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期) 指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>① 現金及び物品の一部について適正な管理ができていなかった。マニュアルや手順書を整備するなどし、適正な管理を行うこと。</p>	<p>① 現金に関しては、取扱マニュアルを整備して管理を行うように改善し、備品貸出に関しては、手順書を整備して適正な事務手続きに改めた。</p> <p style="text-align: right;">(環境課)</p>
<p>② 学校における学友林などの借受地について、活用状況を把握し適正な借受を行うこと。</p>	<p>② 平成 30 年度中に、各学校へ現在の学友林の活用状況について照会を行った。19 校中 6 校は学友林としての所有はしていない。</p> <p>1 校 (松尾小学校) については、学友林は活用しておらず、地区財産区を活用して環境学習を行っているため、学友林は廃止し借地の返却を行った。</p> <p>1 校 (山本小学校) については、学友林を活用していないため、今後の環境学習をどうするかも含めて、学校で「廃止、縮小、代替」について検討している。</p> <p>残り 11 校については、現在も学友林を活用しており、今後も活用予定である。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>

指摘事項	措置状況
③ 市公民館設置の自動販売機について、美術博物館のケースを参考とするなどし、入札の検討を早急に行い、収入が得られるよう見直しを行うこと。	③ 入札を実施する方向で、現在の設置事業者との話し合いを進め入札の仕様の検討を行っている。条件が整った時点で入札を実施したい。  (市公民館)

(5) 平成 30 年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
① 地域振興住宅事業について、これまでの成果を分析し、当初の建設目的を今一度見直すなどし今後の方針を検討されたい。また、住宅使用料の未収分について、回収のためにより一層努力されたい。	① 地域振興住宅の整備は、第 1 次中山間計画の重点事業の一つとして、中山間地域における持続可能な地域づくりのための担い手の定住支援や誘致の促進を目的として、地区との協働事業として実施してきた。現在までに新築 45 棟、空き公的住宅の改修等によるものが 13 棟 14 戸、合計 57 棟 58 戸の整備を行い、211 人（入居時点）の方が入居している。 入居世帯の 6 割以上が地縁者であることから、特に、人口を流出させないダム的な効果、一旦離れた地縁者を取り戻す効果という点で成果があがっているものとする。一方で、土地の確保や、入居後の家庭状況の変化に伴う課題も生じてきている。また新築供給を行う反面、地域には空き家問題が顕在化してきている。 第 2 次中山間地域振興計画改定に伴うアンケート調査において、20 代から 40 歳代の若い世代において、将来的には親世代と同居・同居したいとする意向が 42.7%であった。これらのニーズを踏まえ、中山間地域の人口流出を最小限に留め、外にいる地縁者を取戻し、将来的な空き家を減らすなどの観点から、本年度より中山間地域を対象とする「飯田市中山間地域同居・同居支援事業補助金」をスタートした。 住宅使用料の未収分については、滞納者への個別対応や連帯保証人への働きかけを行っている。引き続き回収に努める。 (ムトスまちづくり推進課)

検討要望事項	措置状況
<p>② 産業振興と人材育成の拠点整備事業について、平成 30 年 12 月の事務所移転及び平成 31 年 1 月からの業務開始にあたり、南信州広域連合や公益財団法人南信州・飯田産業センターをはじめとする多くの関係機関と密に連携しながら業務を推進されたい。</p>	<p>② 南信州・飯田産業センターの移転にあたっては、南信州広域連合や関係機関と連携し、拠点の整備、経営シミュレーションによる指定管理費の算定し健全な管理運営に向けて調整を行い、現在に至っている。予算管理や運営状況については半期毎に確認することとし、下半期には指定管理料の検討会議を予定している。</p> <p>エス・バードに入居している各機関と、長野県庁ものづくり振興課職員も同席し「3 機関連絡会議」を月に一度開催、進捗状況の確認と関係業界の情報等の共有化を図っている。さらに、事業の推進に当たっては、国や県とともに各関係機関との連携を随時、図っている。</p> <p style="text-align: right;">(工業課)</p>
<p>③ 診療費の未収金は病院経営に与える影響が大きい。過年度分を含めた未収金の内容を十分把握及び分析した上で、滞納整理により一層努められたい。</p>	<p>③ 外来診療費の未納者への対応は、休日夜間 に受診された方を中心に、電話、請求書送付により支払いを促している。</p> <p>定期的を受診のある方には、来院時に面談し、以後の支払予定や分割納付の相談を行っている。</p> <p>入院診療費の未納者への対応は、定例請求の翌月に督促状、翌々月に催告書を送付することをルール化している。並行して、電話、戸別訪問、来院時面談により納付相談を行い、未納者の状況を把握する中で、個別の事情に合わせた対応を行っている。</p> <p>過年度の未収金については、年度経過とともに増加傾向ではあるが、今後もこれまで同様に粘り強く継続して滞納整理を行っている。</p> <p>なお、悪質滞納者については、状況により法的手段も検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(医事課)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>④ 飯田市ウェブサイトの情報が誤っていたり、更新されていないページが見受けられる。広報の主管課として、適時適切な情報発信に心がけられたい。</p>	<p>④ ウェブサイト記事の適切な管理のため、記事の決裁過程におけるチェック等を通じ、情報の誤り等の指摘とともに修正等が的確に行われるよう、各課担当者とのやり取りを密に行っている。</p> <p>更新されていないページの情報は内容の確認については、引き続きマニュアルに基づき、担当課が管理すべき記事の内容確認手順等について通知し、徹底を図る。</p> <p>なお、市ウェブサイトのシステム更新が予定されているため、システム的にチェックする方法について検討したい。</p> <p style="text-align: right;">(秘書課)</p>
<p>⑤ 学校のウェブサイトについて、適切な情報の更新ができていない学校が見受けられる。コミュニティスクールの取組を周知するうえでも情報の更新は重要であるため、学校教育課で確認を行い、必要に応じて指導されたい。</p>	<p>⑤ 各学校におけるウェブサイトの情報更新状況について確認をした。</p> <p>更新の頻度は学校により異なっており、定期的に更新している学校もあれば2～3ヶ月に1度程度の学校も見受けられる。</p> <p>学校における取組などを、ウェブサイトを通じて広く発信することは、コミュニティスクールをはじめ学校の取組や特色を多くの方々に知っていただくとともに、理解の促進にも通ずると考える。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
<p>⑥ 文化会館設置の自動販売機について、現在は売上手数料のみの収入であるが、美術博物館のケースを参考とするなどし、入札の検討を早急に行い、収入が得られるよう見直しを加速されたい。</p>	<p>⑥ 文化会館には自動販売機が4台設置されているが、うち2台(売上手数料収入があるもの)については、令和元年度中に入札を実施するよう手続きを進める。</p> <p>残りの2台については、市身体障害者福祉協会が設置し、売上手数料が同会の収入となっていることから、同会担当の福祉課と自動販売機設置の経過等を整理しながら、入札について検討を進める。</p> <p style="text-align: right;">(文化会館)</p>

(6) 令和元年度 監査報告書Ⅰ（定期監査・前期）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① （保育園の遊具について、点検業者からの「定期点検総括表」に「使用不可」の判定があったにもかかわらず措置が講じられていない園があったことで、子育て支援課に対し「保育園の主管課として、指示命令を適切に行い、報告体制を整え、すみやかな措置を講じる体制を構築すること」という指摘事項に関連して）人異動等により職員が変わってもすみやかに対応できるよう、マニュアルや手順書の整備及び見直し、事務の可視化などを行い、適切な引継による内部統制の充実に努められたい。</p>	<p>① 遊具安全点検マニュアルの改訂にあたり、遊具の特性と遊具遊びにおけるリスクとハザード及び安全点検のポイントについて、人事異動等により着任となる担当者を含め、全職員がすみやかに理解し対応できるようにした。</p> <p>また、遊具安全点検等の結果を踏まえ、修繕を行った記録を、全保育園で情報共有できる仕組みを構築した。</p> <p>今後、この改訂したマニュアルを用いて、子ども達の安全と安心を守る遊具点検に努め、内部統制の充実に努めていく。</p> <p>(以上は、令和元年度監査報告書Ⅰに記載の措置状況)</p> <p>令和元年9月5日には、マニュアルに則して、点検業者の方を講師に招き遊具点検の講習会を竜丘保育園で実施した。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>

(7) 令和元年度 監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>① 公園の遊具について、点検業者からの「定期点検総括表」に「使用不可」の判定があったにもかかわらず、措置が講じられていない公園があることを認めた。安全に係ることであり、すみやかに措置を講じること。</p>	<p>① 今回指摘のあった公園遊具のコンクリート基礎露出の箇所については、今年度当初に山砂で埋めて安全に利用できるよう対処しているが、その後の豪雨により覆土が流失してしまったため、指摘後、土嚢を活用し安全な状況とした。</p> <p>今後、より効果的な対策について遊具メーカーを含めて研究をしている。</p> <p style="text-align: right;">(土木課)</p>

(8) 令和元年度 監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）指導事項

指導事項	措置状況
<p>① 市の指定管理者制度の主管課として、担当課からの指定管理に係る報告書を十分に精査するとともに、担当課が指定管理者に業務を任せきりにならないよう指導すること。</p>	<p>①</p> <p>ア 昨年度の講評を踏まえ、令和元年8月27日に担当課へ「指定管理施設の現地確認及び指定管理者へのヒアリングの実施について（依頼）」を発出し、現地調査をはじめ、ヒアリング、結果の記録と反映の実施を依頼した。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ)</p>

指導事項	措置状況
	<p>イ 今年度の講評を踏まえ、令和2年1月10日に「指定管理施設の管理運営にかかる監査委員からの指摘事項等への対応について（依頼）」を発出し、施設の設置条例・規則等の徹底をはじめ、協定書・仕様書・指定管理にあたって定められた規定等の徹底、利用料金の公表・掲示、利用申請手続き・減免申請手続きの適正化、管理物品・備品等の突合と記録、最新版協定書のひな型の提供による協定内容の最適化等の実施を依頼した。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>
<p>② 遠山地区に存する複数の指定管理施設の備品について、所在不明になっているものや新旧備品シールが混在しているものがあることを認めた。指定管理者に任せきりにせず、主管課として施設に足を運び、備品をはじめとする管理を確認すること。</p>	<p>② 遠山地区の指定管理施設の備品については、再確認の作業を監査日以降進めており、年度末までに実態に合わせた配置換えや廃棄手続きを行うとともに、備品シールの貼替処理を行うなど、備品台帳と現場の整合を図る。</p> <p>今後は基本協定書の締結の際に、指定管理者とともに現地確認を行うなど、適切な備品管理につとめるとともに、計画的に現場を訪問するなど、施設の設置目的を達成できるよう指導監督を行う。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p>
<p>③ 「飯田市水道事業会計規程」に基づく棚卸における、立ち会い職員の指定や実施時期等、一部に規程どおりに運用されていないことを認めたため、改善すること。</p>	<p>③ 「飯田市水道事業会計規程」に基づいた棚卸となるよう改善する。</p> <p style="text-align: right;">(水道課及び経営管理課)</p>

(9) 令和元年度 監査報告書Ⅲ(定期監査・後期) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① 業務委託契約を締結しているにも関わらず、支出負担行為決議がなされていない事業があることを認めたため、支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築されたい。</p>	<p>① 係単位で委託業務のリストを作成し、各委託契約について、「契約伺」、「契約締結」、「支出負担行為決議」、「支払済」の各段階の事務の進捗状況が分かるように管理する。</p> <p style="text-align: right;">(総務文書課)</p>
<p>② ふるさと寄附金に係る業務について、担当職員が変わってもスムーズに遂行できるよう、手順書やマニュアル等を整備されたい。</p>	<p>② ふるさと飯田応援隊募集事業全体のマニュアルや利用している管理システムのマニュアル等以前から整備されているものもあるが、ワンストップ特例申請の受付に係る事務など、寄附の増加や制度変更に伴い事務量が増大したりやり方が変わってきている部分もあるため、今後も事務改善及びそれに伴うマニュアル等の整備・改訂に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(企画課)</p>

検討要望事項	措置状況
③ 職員の異動等を鑑み、内部統制の充実のため手順書やマニュアル等を充実されたい。	③ 現在存するマニュアル等に加え、長野県地区用地対策連絡協議会開催の研修及びテキスト等有効活用し、今後とも職員の異動等があっても業務に支障が無いように引き続き取り組んでいく。  (リニア用地課)
④ 福祉企業センターについて、特殊性がある部署であることを鑑み、それぞれのセンターのマニュアルや手順書について情報交換し業務に活かされたい。また、その状況を福祉課は主管課として十分に把握されたい。	④ 福祉企業センターのマニュアルや手順書は、それぞれの作業内容により、福祉企業センターごとに整備されており活用されている。 福祉企業センターの手順書等を福祉課で把握すると共に、福祉企業センター運営会議等で手順書等の情報交換を行い、福祉企業センター間で共有し、活用していきたい。  (福祉課)
⑤ 業務委託契約を締結しているにも関わらず、支出負担行為決議がなされていない事業があることを認めたため、支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築されたい。	⑤ 業務委託契約締結後の支出負担行為決議漏れがないよう、契約から支払い精算までのチェック表を作成した。また、引き続き飯田市財務規則や会計事務ハンドブックにより、契約事務及び会計事務の適正な執行に努める。  (子育て支援課)
⑥ 当初予算において予算化されている備品購入費について、適切な時期に購入し、備品を有効活用されたい。	⑥ 予算化されている備品については、計画的に速やかに購入し、有効活用に努める。  (保健課)
⑦ 指定管理施設である「飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター（通称あざれあ）」の備品について、新旧備品シールが混在していることを認めた。指定管理者に任せきりにせず、主管課として施設に足を運び、備品をはじめとする管理を確認されたい。	⑦ 新旧備品シールの混在については、監査終了後（同日）旧シールへ×印（抹消）を標記した。備品の点検は、これまででも年に一度実施していたが、備品の配置場所が分かるように配置図を作成し（平面図に備品の写真添付）厨房と事務室に掲示した。また、施設管理については施設利用者に対し利用後の清掃、使用物品等の整理整頓について注意事項を併せて掲示した。 施設利用者、来館者が気持ちよく利用できるよう、指定管理者と施設設置者が一緒になって引き続き適切な管理を行う。  (農業課)
⑧ 業務委託契約を締結しているにも関わらず、支出負担行為決議がなされていない事業があることを認めたため、支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築されたい。	⑧ 支出負担行為等の事務については、月毎の事務確認、課会の中で確認をする仕組みをつくり対応していく。  (商業・市街地活性課)

検討要望事項	措置状況
<p>⑨ 職員の異動等を鑑み、内部統制の充実のため手順書やマニュアル等を整備されたい。</p>	<p>⑨ 事業、イベントに関するマニュアルについては、これまでも作成してきているが、職員の異動等を鑑みの中で、文書フォルダにて明確に管理し、関係者で情報共有できる仕組みをつくり対応していく。</p> <p>(商業・市街地活性課)</p>
<p>⑩ 公園の遊具について、それぞれの公園にあわせた点検のチェック表等を作成するなどし、異常を発見した際には速やかに措置を講じられる体制を構築されたい。</p>	<p>⑩ 以前より、飯田市が管理するすべての公園を、約2週間で一巡出来るように見回り等を行ってきたが、この度の検討要望事項を受けて、それぞれの公園の遊具について「安全点検表」を作成し、点検を行うこととした。</p> <p>点検の頻度とタイミングについては、直営点検を年3回(6月、9月、12月)実施し、法定点検と合わせて計4回の点検を行い、点検記録は課内で共有し、速やかな対応とその後の処理までを確認できる内容とした。</p> <p>(土木課)</p>
<p>⑪ 「飯田市下水道事業財務規則」に基づく棚卸における、立ち会い職員の指定や不用品の処分等、一部に規則どおりに運用されていないことを認めたため、改善されたい。</p>	<p>⑪ 「飯田市下水道事業財務規則」に基づいた棚卸となるよう改善する。</p> <p>(下水道課及び経営管理課)</p>
<p>⑫ 診療費の未収は病院経営に与える影響が大きい。過年度分を含めた未収金について、例えば生活困窮による滞納かそうでないかなど内容を分析し、それぞれのケースにあわせた滞納整理に努められたい。また、特殊なケースにおいては配達記録等で納付依頼を送付するなど、証拠を保存する仕組を構築されたい。</p>	<p>⑫ 滞納整理については、これまでも監査委員からのご指摘により改善に努めてきており、未納者との電話折衝、戸別訪問等による納付相談の中で個別の事情を把握し、それぞれのケースに応じて実施している。</p> <p>また、特定記録郵便による督促についても、状況により実施している。今後、更にきめ細やかな対応を心がけていく。</p> <p>(医事課)</p>
<p>⑬ 一部の小中学校において、教師が教材費等を立替払いしており、その後の学年費からの払い戻しに時間を要していることを認めた。立替払いが起らない仕組づくりを検討するとともに、やむを得ず立替払いした際は速やかに学年費から払い戻しを行うよう、全ての学校に徹底されたい。</p>	<p>⑬ 教師が教材等を購入する際は、原則「請求書払い」とすること、やむを得ず立替払いが発生した際は資金前渡口座と同じく原則5日以内に処理することを学校事務職会にて、確認、徹底する。</p> <p>また、校長会、教頭会でも同様に徹底するとともに、その後の学校事務職会でも継続的に確認していく。</p> <p>(学校教育課)</p>



検討要望事項	措置状況
<p>⑭ 小中学校におけるICT教育の現状について、主管課として学校の声聴き実態を把握し学校間で情報共有したうえで実のある学習に繋げられたい。</p>	<p>⑭ 小中学校におけるICT教育の現状等については、教育指導主事を中心に引き続き把握に努めるとともに、ICTを活用した充実した学習活動の実践に向け、モデル校における先進事例等の周知や先生方を対象にした研修会等の充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
<p>⑮ 飯田勤労青少年ホームについて、主管課として指定管理者とコミュニケーションをはかり、登録者や講座受講者数等の減少について原因を把握したうえで対策を講じるよう指導されたい。</p>	<p>⑮ 利用者や受講者の傾向を把握する中で、指定管理者と今後の対応について協議していく。</p> <p style="text-align: right;">(市公民館)</p>
<p>⑯ 備品の登録や抹消について、備品の主管課である会計課に確認をしながら適正な管理に努められたい。</p>	<p>⑯ 備品の登録や抹消について、これまでも備品の主管課である会計課通知等を基準として、疑義のある点については会計課に確認の上管理運営を行ってきたが、今後会計課職員と一緒に現状の確認を行った上で登録抹消するなど適正な管理となるよう取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(美術博物館)</p>